

○体外診断用医薬品の製造販売認証申請に際し留意すべき事項について

(平成17年3月31日)

(薬食機発第0331010号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知)

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)第2条の規定による改正後の薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第23条の2の規定に基づく体外診断用医薬品の製造販売認証申請等の取扱いについては、平成17年3月31日付薬食発第0331033号医薬食品局長通知「体外診断用医薬品の製造販売認証申請について」(以下「局長通知」という。)により通知したところであるが、その細部の取扱い等については下記によることとしたので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その適正な運用に努められたい。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本臨床検査薬協会会長、在日米国会商工会議所医療機器・IVD小委員会委員長及び欧州ビジネス協会協議会体外診断用医薬品委員会委員長あて送付することとしている。

記

第1 製造販売認証申請書の記載事項について

体外診断用医薬品の製造販売認証申請書の各欄の記載事項は、別に定めるものの他、次によることとする。

なお、「施行規則」とは、薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第112号)の規定による改正後の薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)を、「基本要件」とは、薬事法第42条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める体外診断用医薬品の基準のうち、体外診断用医薬品の基本的な要件を定めるものをいう。

1. 名称欄

(1) 一般的名称

- 1) 別途通知する体外診断用医薬品の一般的名称及び分類コード番号について、本欄に記載すること。
- 2) 同一品目において、複数の測定項目等を同時に測定できるものの申請にあつては、該当するすべての一般的名称と分類コード番号を列記すること。
- 3) シリーズ申請にあつては、シリーズ品目としての一般的名称と分類コード番号を記載すること。

(2) 販売名

体外診断用医薬品の販売名は、使用者の誤解、混乱のないように配慮するとともに、品位に欠け、誇大に過ぎる等の名称は避けること。いくつかの留意点をあげれば次のとおりである。

- 1) 一般的に用いられている名称をもって販売名とすることは適当でないこと。一般的に用いられている名称を用いる場合は、その名称の前又は後に社名又は略称等を付し、他社の同類の製品と区別できるようにすること。
- 2) 英文字のみ(又は英文字、数字、記号のみの組み合わせ)のもの、又はほとんど英文字のものは適当ではない。ただし、わが国の医療において一般的に使用されている英文字(例えば、診療報酬点数表で使用)にあつては、販売名に使用して差し支えない。)と同様に他社の類似製品と区別できるようにすること。
- 3) 「反応系に関与する成分」欄の記載は同一であるが防腐剤、界面活性剤等反応系に関与しない成分が異なるもの、また反応系に関与する成分の分量の記載の範囲内で2種以上のものを1品目として申請しても差し支えない。
- 4) 販売名は、一物一名称が原則であるが、妥当な理由により一物多名称のものを申請する場合は、その説明資料を認証申請書に添付し申請すること。なお、この場合、販売名ごとに申請すること。

2. 使用目的欄

当該品目の使用目的を適合性認証基準の範囲内で適切に記載すること。申請品目の測定対象(検体種)、測定項目、及び検出・測定の別を記載すること。

測定対象に略号等を用いることは、誤解される場合があるので、略号等を用いる場合、必ず正式名称を記載すること。また用語については診療報酬点数表に記載のある場合には、その用語を参考にすること。

なお、定性試験の場合には、「○○○の検出」、定量試験及び半定量試験の場合には、「○○○の測定」とする。保険適用項目で「血中の～」となっている場合でも、キットの性能として血液をそのまま測定できるものは「全血中の～」、血漿で測定できるものは「血漿中の～」、また血清で測定できるものは「血清中の～」とし、検体種を明確にすること。

複数の検体種を測定する試薬の場合は、例えば「血清又は血漿中の○○の測定」の記載とする。

なお、検出及び測定を行うキットの場合は「○○○の検出又は測定」とすること。

3. 形状、構造及び原理欄

申請品目がどのようなものであるかがわかるように簡潔にまとめて記載すること。

(1) 構成試薬

- 1) 構成試薬名称を記載すること。
- 2) 形状、構造が性能に影響しない品目にあつては、剤型を記載すること。
- 3) 標準液が複数ある場合には、単に標準液とはせず1, 2, 3とかA, B, Cとか数字や識別番号をつけ、その試薬が複数あることがわかるように記載すること。

(2) 形状

形状、構造が性能に影響する品目にあつては、形状、構造を図示すること。図には検体添加部、判定部等を明示すること。

なお、サイズが性能に影響を及ぼさない場合に限り、サイズの記載は不要とする。

(3) 原理

反応系に関与する成分を含めた測定原理を記載すること。なお、反応系に関与する成分とは、原則的に反応原理に直接影響を及ぼす成分か否かの判断による。

ただし、学会等で公知とされる測定原理はその測定原理名を記載することで差し支えない。

4. 反応系に関与する成分欄

構成試薬名称並びにその構成試薬に含まれる反応系に関与する成分及びその分量を記載すること。分量の記載は、例えば、瓶当たりあるいは測定単位当たり(測定1回当たり又は10回当たり)の量の記載でも差し支えない。

- 1) 反応系に関与する成分の分量又は含量は、性能が確認されている範囲の幅記載をしてもよい。
- 2) 反応系に関与する成分の分量又は含量が幅記載の範囲内で異なる場合、また反応系に関与しない成分(例えば防腐剤等)の異なるものであつて、性能が同一である場合には申請書を一つにすることができる。
- 3) 反応系に関与する成分のうち、酵素等の分量を「U」、「単位」等を用いて単位で表す場合があるが、その成分の規格が国際単位や日本薬局方、日本工業規格(JIS)等の公定書に記載されている場合には、その規格の単位を用いること。
なお、自社独自に設定した単位を用いる場合には、単位の説明を記載すること。また、構成試薬が凍結乾燥品の場合、成分・分量の表示は使用時の濃度であることを明記すれば、使用時の濃度表示で差し支えない。
- 4) 抗体(抗血清)は、由来の動物種をカタカナで明記すること。また、モノクローナル抗体の産生細胞の名称について記載すること。なお、抗体にあつてはモノクローナル抗体かポリクローナル抗体かの別を明記すること。
- 5) 核酸増幅法を使用する測定法にあつては、その使用するプローブ(反応特異性を担保するプローブに限る。)の塩基配列について記載すること。
- 6) 成分名が非常に長いとき、表示等において、それが医学・薬学等の論文あるいは学会発表等で広く慣用されているなど、使用者に誤解のない慣用名、略号については簡略記載が認められるが、この場合には、正式名とその慣用名、又は略号を併記すること。

5. 品目仕様欄

最終製品の品質管理の方法及び例示として、測定範囲又は検出感度を記載すること。

1) 品質管理の方法

当該最終製品として、体外診断用医薬品の特性に鑑み、キットの性能を設定する。例えば以下の例示項目を設定すること。

なお、品質管理項目の設定にあつては、以下に示す例示項目に限るものではなく、必要に応じて例示項目以外の試験方法を設定すること。この場合、その項目の設定理由、試験方法の選択理由等の設定根拠を記載すること。

① 感度試験

対象物質を検出・同定する能力又は測定対象への数量や段階値を計測する能力を規定する。

② 正確性試験

検出・同定結果又は測定値等の正確さを規定する。

③ 同時再現性試験

同一検体を同時に複数回計測する際の結果の再現性(ばらつき度合い)を規定する。

各項目の設定については、以下の点に留意すること。

ア 測定機器を用いる場合は、その測定機器の性能、試験の諸条件を十分加味し、具体的な規格値を設定すること。

イ 同一項目で、検体が2種以上(例えば、血清と尿)にわたる場合、性能が同一であればどちらか一方を記載すればよいが、異なる場合は併記すること。

ウ 当該体外診断用医薬品の特性に鑑み、合理的理由に基づき明らかに不必要な項目については省略できる。

エ 性能試験に用いる管理用物質(管理用物質の由来等も含む。)について記載するこ

と。

2) 測定範囲(検出感度)

測定を目的としている場合、代表的な機種(専用の機種がある場合はその専用機器)を用いた時の測定範囲を、検出を目的としている場合は最小検出感度を例示として記載する。

6. 操作方法又は使用方法欄

試薬及び試液の調製方法と操作方法とに分けて使用方法の概略がわかるよう分かりやすく簡潔な記載をすること。なお、検体の採取方法又は保存方法が測定結果に影響を及ぼし、特に注意が必要な場合には検体の採取方法又は保存方法を記載する。

1) 測定機器を使用する場合には、使用機器名は一般的な名称(分光光度計、血液自動分析装置、血球計測器等)を用い、その操作法は標準的な手順を記載すること。この記載に当たっては、例えば、機器で測定するものについては機器側から見た操作方法ということではなく、試薬側から見た操作法の必要項目を記載すること。なお、専用機器試薬の場合は、専用機器の名称を記載すること。

2) 試薬・試液の調製方法についての記載をすること。なお、試薬・試液をそのまま用いる場合があるが、その場合単に「なし」と記載せず、「そのまま用いる。」と記載すること。

試薬の調製においては、具体的数値でなく、「所定量を加えて調製する。」と記載することができる。

3) 検体量及び試薬量については、具体的な量を記載するが、「○○ μ L~○○ μ L」等の幅で記載するか、又は「検体1容量に第一試薬3~5容量及び第二試薬2~4容量」等の液量比(幅)で記載することも可能である。

4) 測定波長については、具体的にその波長を記載すること。この際、例えば、単一機器の専用試薬ではなく、いくつかの機種に共通の試薬で、機器によって測定波長が異なる場合は測定が確認されている範囲内である程度の幅記載をしてもよい。その記載に当たっても、具体的な波長あるいは理解し得る範囲の波長幅を示すことが必要で、例えば、「特定の波長」又は「一定(所定)の波長」と記すことは認められない。

5) 同一処方で用手法と自動分析機器用のキットがある場合、名称が異なるものは別品目であるが、同一名称とする場合には操作方法又は使用方法欄の記載を明らかに区分し、一品目で申請して差し支えない。

6) 定性試験と定量試験(又は半定量試験)があり、それぞれ操作方法又は使用方法が異なる場合は区別して記載する。

7) 定性項目にあつては、判定法(カットオフ値等)を記載する。

8) 操作方法について、用手法によるもの・自動分析機器によるもの・その両方によるものの別がわかるように記載する。

7. 製造方法欄

1) 原則として、当該体外診断用医薬品の反応系に関与する成分を含む構成試薬の最終容器充填工程に使用する原料又は中間製品等及び反応系に関与する成分を含まない構成試薬の受け入れ工程から出荷判定をおこなうまでの全工程を記載すること。なお、この場合でいう「中間製品」とは、体外診断用医薬品を構成するもののうち体外診断用医薬品の性能に影響を及ぼすもの(例えば、反応系に関与する成分を含有している試薬等)であつて、当該体外診断用医薬品の製造における品質システムにおいて、その受け入れ試験(購買管理)により製品の品質・性能等を担保するものであること。

また、当該体外診断用医薬品の構成試薬補充用単品として流通させることがある場合には、その旨を記載すること。

2) 製造工程について、別紙1を参考に工程フロー図等を用い、その工程等を行う製造所情報(名称及び所在地、許可・認定を取得している場合は許可・認定番号)とともに、わかりやすく記載すること。製造工程が複数の製造所(単一の製造所において製造する場合であつて、複数製造施設で製造される場合も含む)で行なわれるときは、その関連がわかるように記載すること。

3) 外部試験検査施設等において、工程中の検査を委託する場合は、該当する工程ごとにその委託先試験検査施設等の名称、所在地を記載すること。なお、この場合、どの製造工程における検査項目を外部試験検査施設等に委託しているかが分かるように記載すること。

4) 当該品目の設計を行なったものが、当該申請者及び主たる機能を有する事業所と同じ場合はその旨を記載し、当該申請者及び主たる機能を事業所と異なった場合については、設計管理を行った事業者の氏名又は名称を記載すること。

5) 認証を取得しているもの、或いは品目届出を行っている体外診断用医薬品を組み込む場合、その構成品の製造販売業者の名称、主たる事業所の所在地、製造販売業許可番号及び認証番号・品目番号を記載すること。

6) 法第14条の11第1項に基づく登録(以下「マスターファイル登録」という。)を受けた原薬については、その原薬の製造所を示す箇所、その製造業者名・所在地、製造所の名称・所在地、マスターファイル登録番号及び登録年月日、製造所が医薬品製造業許可を要

する場合にあっては許可区分・許可番号・許可年月日を記載すること。

8. 貯蔵方法及び有効期間欄

安定性試験成績に基づいた最も適切な貯蔵方法を設定すること。また、長期間における性能の低下を防ぎ得ない場合には、体外診断用医薬品として使用に耐え得る性能を確保できる有効期間を付すことにより保証すること。

本質的には体外診断用医薬品の経時的変化をふまえて、性能の確保のため必要な試験を行い、十分検討して妥当な貯蔵方法及び有効期間を設定すること。

なお、以下の点についても留意すること。

- 1) 室温で3年以上安定な場合は空欄とする。また、室温で3年未満の場合は有効期間のみを記載。室温以外で3年以上安定なものは貯蔵条件のみを記載すること。
- 2) 有効期間はキットの特性や流通期間を配慮すること。なお、設定にあたっては、使用・流通に支障がなければ既存品より短い有効期間であっても差し支えない。
- 3) 構成試薬ごとに貯蔵方法、有効期間が異なる場合、本欄に、それぞれ分けて記載してあれば、構成試薬ごとに異なる表示をすることができる。その場合でも、可能であるならばキットとしての貯蔵方法及び有効期間を設定しておくこと。

9. 製造販売する品目の製造所欄

当該品目の製造工程を行う事業所について、その製造業者名・所在地、製造許可(認定)番号、許可(認定)区分を記載する。なお、製造業の許可(認定)申請中の場合は、その旨を記載すること。

10. 原薬の製造所欄

原薬等登録簿に登録した原材料を使用する場合は、その製造所(登録されたものを製造するにあたり製造業許可若しくは製造所の認定を必要とする場合に限る。)の製造業者名、製造許可・認定番号、許可・認定区分を記載する。なお、製造業の許可(認定)申請中の場合は、その旨を記載すること。

11. 備考欄

- 1) 製造販売業の許可年月日、許可区分、許可番号及び主たる機能を有する事業所の所在地を記載すること。なお、申請中の場合はその旨(主たる機能の有する事業所の所在地を含む。)を記載すること。
- 2) シリーズで申請する場合には構成製品の各一般的名称。
- 3) 放射性体外診断用医薬品である場合はその旨。
- 4) 遺伝子組み換え技術を利用して製造する体外診断用医薬品については、遺伝子組み換え技術利用と記載すること。
- 5) 付属品がある場合にあってはその旨と付属品の内容を記載すること。
- 6) 添付文書(案)を添付すること。
- 7) 形状、構造及び原理欄で形状、構造を図示した場合は、当該品目の製品の外観がわかるような写真を添付すること。
- 8) 保険適用希望の有無及びその区分を記載すること。

第2 シリーズ申請の取り扱いについて

シリーズ申請にあっては、各構成製品ごとに、別添様式にある構成製品書に記載すること。

第3 体外診断用医薬品の製造販売認証申請に際し添付すべき資料

1. 一般的留意事項

原則、以下のように定めるが、登録認証機関において別途定めることもできる。ただし、その場合、認証機関は認証申請を行おうとする者に対して、当該事項をあらかじめ示していなければならない。

- 1) 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- 2) 記載内容の構成は、以下に示す添付資料作成の留意事項に示す順序に従ってまとめるものとする。
- 3) 頁は通しで付けること。
- 4) 表紙の次に、添付資料全体の目次を記載すること。
- 5) 記載に当たっては、資料に基づく事実関係と申請者側の考察ないし解釈とを明確に区別し、さらに資料に基づくものは、正式な添付資料と参考資料との区別を明確にすること。
- 6) 記載に当たっては、各添付資料相互の関連を明らかにし、添付資料の該当箇所迅速かつ確実に到達できるように工夫すること。
このため、資料番号を肩に明記し、さらに添付資料の頁数が多い場合、引用頁等を記載することが望ましい。
- 7) 重複の記載はできるだけ避け、参照すべき事項の記載箇所を明記するなどの方法を講ずること。
- 8) 厚生労働省が示した基準、ガイドライン等のあるものは、それに基づいて実施した試験か否かを明記し、これらと相違している場合には、その部分及び理由並びに妥当性について明記すること。また、JIS、ISO等の規格についても同様の取扱いとすること。
- 9) 略号一覧表は、目次の直後に掲載すること。

- 10) 上記の他、次の点に留意すること。
- ① できるだけ見出しを用い、また記述はなるべく箇条書きにすること。その際、見出し記号、番号の付け方にも留意すること。
 - ② 活字は見やすい大きさのもの(12ポイント程度)を使用し、強調する場所等については、適宜、ゴシック体等を用いること。
 - ③ 適切な箇所において改行、改頁を行うこと。
 - ④ 折り込みは特に必要な場合に限り使用すること。
 - ⑤ 測定値等の数値には必ず単位を明記すること。
 - ⑥ 適切な学術用語を使用すること。特に翻訳の場合には注意すること。専門家の校閲を受けることが望ましい。
 - ⑦ 図表のタイトルは、その内容が明確に判断できるようにすること。
 - ⑧ 図表を原著からそのまま引用する場合、原著の資料番号及び掲載頁数を記載すること。
 - ⑨ 図表を原著からそのまま引用せずに修飾する場合には、その旨を記載すること。
 - ⑩ 文献を引用して記載した場合、その頁の下欄又は各区分の末尾に引用文献名をまとめて記載すること。
2. 製造販売認証申請書に添付すべき資料を作成するための試験は、十分な設備のある施設において、経験のある研究者により、その時点における医学、薬学等の学問水準に基づき、適正に実施されたものでなくてはならない。
3. 製造販売認証申請書に添付すべき資料は、邦文で記載されたものでなければならない。ただし、参考となる文献等はこの限りでない。なお、当該添付資料が邦文で記載されたものでない場合には、その概要を翻訳したものを添付すること。この場合においては、翻訳前の原文もあわせて提出すること。
4. 施行規則第40条第1項第2号各項の内容は、概ね局長通知別表1の中央欄に掲げる資料とする。
5. 製造販売認証申請書に添付すべき資料の範囲は、原則として局長通知別表2左欄の区分に従い、同表に示す資料とする。
ただし、当該体外診断用医薬品の特性等からみて実施する必要がないと考えられる場合は、当該資料の添付を要しない。
6. 添付すべき資料の概要は以下のとおりである。
- イ) 品目の概要
- ① 申請品目の説明に関する資料として、特徴等について次の項目毎に簡単に説明すること。
 - ・測定方法(測定原理、操作方法(判定方法を含む。))
 - ・反応系に関与する成分に関する情報
 - ・新規品目に該当しない場合は、その旨
- ロ) 仕様の設定に関する資料
- ① 基本要件への適合に関する資料
当該品目が、適合性認証基準に適合していること、並びに、体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理規則に適合して製造されるものであることの旨の自己宣言書を添付すること。なお、自己宣言書については、ISO 17050—1「Conformity assessment—Supplier's declaration of conformity—Part 1: General Requirement」に従って作成することが望ましい。
その他、以下の資料を添付すること。
 - a) 適合性認証基準とともに示される基本要件適合性チェックリストに基づき作成した基本要件への適合性を証明する資料を添付すること。
- ハ) 安定性に関する資料
- ① 保存条件及び有効期間の設定に関する資料
 - ・有効期間の設定にあたっては、当該キットの特性及び流通期間を考慮すること。
 - ・試験期間は、設定された貯法のもとで有効期間まで行うこととし、試験項目は、品質管理の方法に定めのある項目によること。
 - ・実測値は3ロット以上とし、1ロットにつき2回以上の測定成績とすること。また、測定時点については、開始時を含む3時点以上とすること。
 - ・試験成績の概要を添付すること。
- ニ) 性能に関する資料
- ① 既存の体外診断用医薬品との相関性に関する資料
 - ・適合性認証基準を参照し、相関性に関する資料を作成すること。
- ホ) リスク分析に関する資料
- ① リスク分析実施体制に関する資料及び重要なハザードに関する資料
ア 申請に係る体外診断用医薬品のリスク分析について、JIS T 14971「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」を参照にし、リスクマネジメントの社内体

制及びその実施状況の概要を示す資料を添付すること。

イ ハザードのうち、厚生労働省等から安全対策上の対応を求められたハザードのリスク分析及び行ったリスク軽減措置を、表形式に要約した資料を添付すること。

ウ イの他、JIS T 14971を参考にしてリスク分析を行った結果、重大なハザードが認められた場合、そのハザードに対するリスク分析及び行ったリスク軽減措置の結果を表形式に要約した資料を添付すること。

エ 構成試薬に含まれる成分に関する資料

ヒト血液由来成分にあっては、HBV、HIVの存在を否定する試験成績、HCVについては試験結果を添付すること。

へ) 製造方法に関する資料

① 製造工程と製造施設に関する資料

以下の事項について別紙2を参考に詳細に記載すること。

- ・原則として、当該体外診断用医薬品の反応系に関与する成分を含む構成試薬の最終容器充填工程に使用する原料又は中間製品等及び反応関与成分を含まない構成試薬の受け入れ工程から出荷判定をおこなうまでの全工程を記載すること。なお、この場合でいう「中間製品」とは、反応関与成分を含有している中間製品であって、当該体外診断用医薬品の製造における品質システムにおいて、その受け入れ試験(購買管理)により製品の性能を担保するものであること。また、当該体外診断用医薬品の構成試薬を補充用単品として流通させることがある場合には、その旨を記載すること。
- ・別紙2を参考に品質検査項目について記載すること。受入検査、製造工程中並びに最終製品に対する試験検査等、製造工程毎に試験検査項目を記載すること。試験検査項目は、認証申請書に記載する製造工程フロー図と対応するように記載すること。
- ・外部試験検査施設等を用いるときは、実施する検査項目と施設名称及び所在地を記載すること。
- ・当該製品の主たる設計を行った事業者の名称及び所在地を記載し、当該申請者との関係(契約内容の概要を含む。)を説明すること。
- ・認証を取得しているもの、或いは品目届出を行っている体外診断用医薬品を組み込む場合、その構成品の製造販売業者の名称、主たる事業所の所在地、製造販売業許可番号及び認証番号・品目番号を記載すること。
- ・マスターファイル登録を受けた原薬については、その原薬の製造所を示す箇所に、その製造業者名・所在地、製造所の名称・所在地、マスターファイル登録番号及び登録年月日、製造所が医療機器製造業許可を要する場合にあっては許可区分・許可番号・許可年月日を記載すること。

第4 製造販売認証事項の一部変更認証申請又は届出による変更

基本的な考え方は以下のとおりとする。なお、具体的な事例に関しては、別紙3によるものとする。

1) 新規認証申請が必要な変更について

反応系に関与する成分及び分量、性能等に係る軽微でない変更については、新規認証申請によること。

2) 一部変更認証申請が必要な変更について

原則として、その体外診断用医薬品の本質を損なうものでない認証事項の変更の場合は、認証事項一部変更認証申請によること。なお、以下の事項について留意すること。

① 一部変更認証申請書には、認証書の写しを1部添付すること。

② 一部変更認証申請書の備考欄には、変更理由及び変更内容の具体的内容を比較表の型式により記載すること。また、認証の経過表を記載すること。

③ 認証後に有効期間の延長だけを目的とした一部変更申請については、迅速に処理することとするので、申請書に「貯」と朱書きしたうえで、有効期間の設定に関する資料を添付すること。

④ 試験成績の概要を添付すること。

3) 届出が必要な変更について

性能に影響を与えない範囲での認証事項に対する軽微な変更を行っても一部変更の手続きは必要としないこと。ただし、変更後30日以内に届け出ること。なお、変更届には、認証書の写しを1部添付すること。

4) 一部変更認証申請・届出等が必要でない変更について

性能に影響を与えない範囲での極めて軽微な変更については、一部変更認証申請・届出の手続きは必要としないこととする。なお、認証事項に係らないその他の変更については、届出を要しない。

第5 経過措置

製造販売認証申請書の添付資料のうち、リスク分析に関する資料について、平成20年3月31日までに申請されたものについては、以下のように取り扱うものとする。

リスクマネジメントの実施の体制及びその実施状況の概要を示す資料を添付するととも

に、申請に係る体外診断用医薬品のハザードのうち、厚生労働省等から安全対策上の対応を求められたハザード(類似の体外診断用医薬品に関するものであって、申請に係る体外診断用医薬品に関連性のあるものを含む。)のリスク分析及び行ったリスク軽減措置に関して説明する資料によることを認めることとする。